

田野畑村分別収集計画

第 11 期(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 9 月

田 野 畑 村

1 計画策定の意義

本村において快適な生活環境を維持するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場ですべき役割を認識し、履行していくことが重要である。

本村における廃棄物の処理については1市2町1村で構成されている宮古地区広域行政組合の廃棄物処理施設で行われているが、最終処分場の残余容量はひっ迫している状況にある。そのような状況の中で廃棄物処理施設を確保することは非常に難しく、限りある残余年数を可能な限り伸ばすため、廃棄物の減量化が我々には求められている。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び田野畑村における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することで、最終処分場の削減や限られた資源の再利用化の推進を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3R化を推進することによって、廃棄物の減量は最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生抑制、リサイクルを基本とした地域社会の構築
- (2) 村民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直すこととする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

単位：t

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	281	277	271	266	262
製品プラスチック	5	5	5	5	5

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制と資源化のため、以下の方策を実施していく。

なお、実施にあたっては、村民・事業者・再生事業者・行政等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 排出の抑制とリサイクルの推進

ア 消費活動の見直しや適正な排出方法などを周知し、ごみに関する意識向上を図る。

イ レジ袋など容器包装の有料化、買い物袋(マイバッグ)持参の普及啓発を行う。

ウ リターナブル容器製品や詰め替え製品、再生資源を原材料とした製品の利用、販売の促進を図る。

(2) 環境教育、啓発活動等の充実

ア ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理の状況についての情報提供を行う。

イ ごみの減量やリサイクルについての出前講座、ごみ処理施設の見学などを通じ、環境問題に対する認識を深める。

(3) 集団回収活動の促進

資源ごみの集団回収に取り組む団体に奨励金を交付し、集団回収活動の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本計画で分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
-------------------	------------

主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料、しょう油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

単位：t

収集量(回収量)	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	2		2		2		2		2	
主としてアルミ製の容器	4		4		4		3		3	
無色のガラス製容器	合計量 8		合計量 8		合計量 7		合計量 7		合計量 7	
	引取量 8	独自量 0	引取量 8	独自量 0	引取量 7	独自量 0	引取量 7	独自量 0	引取量 7	独自量 0
茶色のガラス製容器	合計量 15		合計量 14		合計量 14		合計量 13		合計量 13	
	引取量 15	独自量 0	引取量 14	独自量 0	引取量 14	独自量 0	引取量 13	独自量 0	引取量 13	独自量 0
その他のガラス製容器	合計量 3									
	引取量 3	引取量 0	引取量 3	独自量 0	引取量 3	独自量 0	引取量 3	独自量 0	引取量 3	独自量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	0		0		0		0		0	
主として段ボール製の容器	8		7		7		7		7	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	合計量 4		合計量 4		合計量 4		合計量 4		合計量 3	
	引取量 4	独自量 0	引取量 4	独自量 0	引取量 4	独自量 0	引取量 4	独自量 0	引取量 3	独自量 0
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	合計量 10		合計量 9		合計量 9		合計量 9		合計量 9	
	引取量 10	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計量 10		合計量 10		合計量 9		合計量 9		合計量 9	
	引取量 10	独自量 0	引取量 10	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0
(うち白色トレイ)	合計量 0									
	引取量 0	独自量 0								
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別収集物)	合計量 1									
	引取量 1	独自量 0								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近3年度の実績値平均(一人1日あたり排出量) × 該当年度の人口推計値 × 日数

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

収集・運搬及び選別・保管については下表のとおりとする。

また、現在、地域団体が行っている資源集団回収については、これらの団体の自主性と自発性を誘導し、引き続き実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
缶	スチール缶	缶類	委託による指定日回収及び集団回収	宮古地区広域行政組合 又は民間業者
	アルミ缶			
びん	無色ガラス	びん類		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙類	飲料用紙パック	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙	紙箱等		
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック	白色トレイ		
		プラスチック製容器包装		
		製品プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

村が委託により定期回収を行い、宮古地区広域行政組合のリサイクルセンターに運搬し、同施設において選別・圧縮・保管する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール缶	缶類	透明または半透明の袋	パッカー車 平ボディ車	宮古地区 広域行政組合
	アルミ缶				
びん	無色ガラス	びん類	透明または半透明の袋	平ボディ車	
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙類	飲料用紙パック	紙パック	種類ごとに紐で縛る	平ボディ車	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙	その他の紙類	指定袋		
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル	透明または半透明の袋	パッカー車 平ボディ車	
	その他のプラスチック	白色トレイ	指定袋		
		プラスチック製容器包装			
	製品プラスチック				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収の推進

集団回収を促進するため、自治会等が行う資源物（段ボール、新聞、雑誌等）の集団回収に対して奨励金を交付する。

(2) 住民・事業所等へ周知・啓発

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直すため、ごみ減量化について周知・啓発活動を行う。